

社会福祉法人 聖隸福祉事業団 奨学金貸与規則
(聖隸クリストファー大学)

(目的)

第1条 この規則は、聖隸クリストファー大学に在学する者のために学資の便宜を計り、その志望達成の奨励援助をすることを目的とする。

(資格)

第2条 聖隸クリストファー大学に在学する者内の、資格審査に合格した者。

(貸与の申請)

第3条 一般奨学生の貸与を希望する者は、下記の書類を聖隸福祉事業団（以下、事業団）に提出しなければならない。

- ① 社会福祉法人 聖隸福祉事業団一般奨学生願書（聖隸クリストファー大学）
- ② 成績証明書
- ③ 源泉徴収票又は確定申告の写し

(貸与の決定)

第4条 事業団及び事業団の運営する施設（以下、事業団施設）は、前条の提出書類に基づいて内容を審査し、面接のうえ、募集人数枠を考慮して貸与の可否を決定し、理事長名をもって、書面で通知する。

2. 貸与が決定した者は、速やかに連帯保証人と連署の上押印（印鑑証明書を添付するものとする。）した誓約書を提出しなければならない。

(連帯保証人)

第5条 連帯保証人は、独立の生計を営む2名を要し、1名は父母又はそれに代わる者、1名はその他の者で隨時本人と連絡ができる者でなければならない。

2. 連帯保証人が死亡、転居、改姓等の異動を生じた場合は、遅延なく届け出なければならない。

(特別奨学生制度)

第6条 事業団施設は、看護学部看護学科に在籍する一般奨学生の貸与を受けている者又は新たに貸与を申請する者のうち、2年次以降の希望者又は助産学専攻科に在学する希望者の中から、推薦基準に合致しているとして聖隸クリストファー大学から推薦があった者について、面接のうえ、学業成績、人物、経済状況等を勘案し、募集人数枠を考慮して、特別奨学生を決定する。ただし、助産学専攻科に在学する者については、一般奨学生貸与

申請と同時に申請するものとする。

2. 1年次より一般奨学生の貸与を受けていた者のうち、2年次の者については、1年次に遡って特別奨学生とすることができます。3年次以降の者は特別奨学生と決定した年次より特別奨学生とし、遡及はしない。

(貸与額及び貸与期間)

第7条 一般奨学生貸与月額は、別表1に定める金額より選択するものとする。貸与期間は、申請を受理し決定を下した月から卒業予定の属する月までの最短年月期間以内とする。但し、4月から新たに奨学生の貸与を希望する者に限り、貸与の決定を下した月から4月に遡って貸与することができる。

2. 特別奨学生の奨学生貸与月額は、一般奨学生に準じる。

(貸与方法)

第8条 一般奨学生は、毎月27日に奨学生本人の口座に振込む。又、27日が金融機関休業日の場合は、その直前の金融機関営業日に振込む。

2. 特別奨学生の奨学生貸与方法は、一般奨学生に準じる。

(貸与を受ける者の義務)

第9条 貸与の決定を受けた者は、その目的に従って健康に留意して勉学に勤しむと共に、毎学年終了後、当該年度の成績証明書を事業団に提出しなければならない。

(異動の届出)

第10条 次の各号の一に該当する場合は、直ちに事業団に届け出なければならない。

- ① 休学、復学、転学部又は退学したとき。
- ② 停学その他の処分を受けたとき。
- ③ 連帯保証人を変更するとき。
- ④ 本人の氏名又は連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。

(貸与額及び貸与期間の変更)

第11条 貸与額及び貸与期間の変更を希望する場合は、所定の書類により事業団に願い出なければならない。但し、貸与額の変更は貸与期間内1回限りとし、変更時期は4月とする。

(奨学生の休止、停止と復活)

第12条 奨学生が休学したときは、奨学生を休止する。

2. 学業又は性行などの状況が、奨学生として相応しくないと認めたときは、奨学生を

停止する。

3. 第1項、第2項により、奨学金を休止又は停止された者が、その事由が解消され、奨学金の復活を事業団に願い出たときは、面接の上、奨学金の交付を復活することがある。

(奨学金の廃止)

第13条 次の各号の一に該当する場合には、奨学金を廃止する。

- ① 学業成績又は性行が著しく不良となったとき。
- ② 退学をしたとき
- ③ 死亡したとき
- ④ その他の事由で事業団施設への就職が不可能になったとき

(返還誓約書の提出)

第14条 卒業又は貸与が廃止された場合は、貸与を受けた奨学金全額についての返還誓約書を、連帯保証人2名と連署の上、事業団に提出しなければならない。

(返還)

第15条 一般奨学生は、別表2に定める国家資格免許を取得して事業団施設に勤務した月から、貸与を受けた月数の2倍の月数の期間内で奨学金を返還するものとする。但し、無利子とする。

2. 第13条1号又は2号に該当する者は、当該事項発生後1ヵ月以内に年3%の利息を含めた貸与の全額を返還するものとする。

3. 第13条4号に該当する者は、年3%の利息を含めた貸与の全額を、原則として奨学金廃止後1ヵ月以内に返還するものとする。但し、特別な理由があり事業団施設が了承した場合は、奨学金廃止の翌月から、貸与を受けた月数以内で返還できるものとする。

4. 奨学金返還終了前に勤務継続が不可能となった者は、当該事項発生後1ヵ月以内に貸与の残額を返還するものとする。

(返還免除)

第16条 卒業後、別表2の国家資格免許を取得し、事業団施設に勤務した特別奨学生については、その業務従事期間に応じて、別表3により返還債務を免除する。また、業務従事期間(月数)が特別奨学生として認められた期間(月数)を超えたときは、その貸与総額を免除する。なお、一般奨学金と特別奨学金の両方の貸与を受けている場合、一般奨学金を優先して返還するものとし、同16条の業務従事期間には、一般奨学金返還期間は含めないものとする。

2. 死亡、心身の障害、疾病その他事情やむを得ないと認められた場合においては、返

還期限の延長又は、奨学金の一部又は全額を免除することがある。

(返還猶予)

第17条 事業団は、奨学金を受けた者が、次の各号の一に該当する場合には、願い出により、奨学金の返還を猶予することがある。

- ① 第13条の規定により、この奨学金の貸与契約が解除された後も引き続き聖隸クリストファー大学に在学しているとき。
 - ② 聖隸クリストファー大学を卒業した後、更に他種の養成施設又は聖隸クリストファー大学大学院において修学しているとき。
 - ③ 災害、病気その他の理由により奨学金の返済が困難であると認められるとき。
 - ④ 卒業時に別表2の国家資格免許を取得できなかった者については、本人の願い出に基づき、本人及び事業団施設にて協議のうえ、承認された場合は、原則として1年間を限度として猶予する。
2. 返還猶予期間は、前項第1号又は第2号に該当する場合は、その事由の継続中とする。前項第3号に該当する場合は1年以内とし、更にその事由が継続する場合は、願い出により、重ねて1年ずつ延長することができる。ただし、5年間を限度とする。
3. 前項の規定により、奨学金の返還猶予を受けようとする者は、返還猶予願書に在学証明書又は診断書等その事を証明する書類を添えて事業団に提出しなければならない。

(延滞金)

第18条 奨学金の貸与を受けた者が、貸与金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌月から返還した日までの期間に応じ、割賦元金に対し年利8%の割合で計算した延滞金を払わなければならない。ただし、傷病その他真にやむを得ない事由が認められるときは、延滞金を減免することがある。

(連帯保証人の義務)

第19条 連帯保証人は、奨学生であった者が、返還を遅滞した場合は、代わって返還の義務を負わなければならない。

(改廃)

第20条 この規則の改廃は、聖隸福祉事業団経営会議の審議を経て、理事長決裁とする。

附則 この規則は、2019年4月1日より実施する。

社会福祉法人 聖隸福祉事業団 奨学金貸与規則（聖隸クリストファー大学）別表

(別表1) 一般奨学金貸与金額

学部名	上限金額
看護学部	①30,000円 ②50,000円
社会福祉学部	30,000円
リハビリテーション学部	30,000円
助産学専攻科	①30,000円 ②50,000円

(別表2) 取得すべき国家資格免許

学部名	学科名	取得すべき国家資格免許
看護学部	看護学科	看護師
社会福祉学部	社会福祉学科	社会福祉士
	介護福祉学科	介護福祉士
リハビリテーション学部	理学療法学科	理学療法士
	作業療法学科	作業療法士
	言語聴覚学科	言語聴覚士
助産学専攻科		助産師

(別表3) 特別奨学金貸与総額のうち業務従事期間により免除される割合

B = 事業団施設業務従事月数

(返還債務免除額) = 特別奨学金貸与総額 × A = 貸与を受けた月数 × 3 / 2

奨学金貸与期間 (A) 業務従事期間 (B)	24ヶ月	30ヶ月	36ヶ月	42ヶ月	48ヶ月
6ヶ月	1/6	2/15	1/9	2/21	1/21
12ヶ月	1/3	4/15	2/9	4/21	1/6
18ヶ月	1/2	2/5	1/3	6/21	1/4
24ヶ月	1	8/15	4/9	8/21	1/3
30ヶ月		1	5/9	10/21	5/12
36ヶ月			1	12/21	1/2
42ヶ月				1	7/12
48ヶ月					1